

税務相談室

誰の名前で投資するか

賃貸経営は高額かつ長期の投資を伴うため、これを誰の名義で行うかは、家族にとつても税金の面においても運命の分岐点になります。今回は、投資名義人を、自分(仮に「父親」と呼びます)、家族(仮に「子供」と呼びます)、会社にした場合、それぞれ税金の扱いにどんな違いが出るか考えてみます。

父親を名義人になると

所得税や相続税の計算においては、課税の対象となる富や蓄積を個人別に集計し、その額に応じて累進税率を適用するため、これが特定の人に集中すると税負担はとたんに重くなります。ところが、相続税評価においては、貸家は実際の建築価額より4割ほど低く評価しますので、貸家を取得して日が浅いうち、つまり、借金の返済や財産の蓄積が進んでいない時期に相続が開始すると、相続税がかからないケースも出でてきます。そのときには、子供をとば

して孫が相続すること(これを「とび相続」といいます)を考えてください。孫が相続する場合、通常であれば、相続税は2割増しになります。しかし、もともと相続税がかからないのであればその不利益はありません。ただし、もともと相続税がかからないのであればその不利益はありません。しかしながら、せめて地代ぐら

子を名義人になると

稼ぎが分散しますので所得税はかなり軽減されます。しかし、相続税の面では、たとえ父親が子供の借金の連帯保証人になつたとしてもその保証債務は相続債務とは見られませんので、節税効果はありません。

ここで注意していただきたいことは、貸家の所有者である子供がその敷地の所有者である父親に支払う地代についてです。「子供も貸業を営むようになったから、せめて地代ぐらい」と考えがちですが、息子がこれを支払うと(固定資産税相当額程度なら構いません)、たとえ身内間であつたとしても、いや、身せんので、とび相続をしてしまってはいかがでしょうか。ひと世代分の相続税を節約してはいかがでしょうか。ただし、子供(孫の親)が生存している場合、孫はそのままでは相続人になれませんので、この恩恵を受けたためには、あらかじめ孫を養子にするか、遺贈の手続き(遺言書の作成)をしておく必要があります。

会社名義で建てる

と、その土地は実際に貸家が立つても更地(空き地)とみなされ、貸家が立つている土地(貸家建付地)よりも12~15%程度高く評価されます。そこがこのケースのデメリットです。

ついで、届出対象の土地については相続税評価額が2倍になります。この割引になります。この割合は借地権として会社に帰属することになり、その分の株価は高くなります。そこで、敷地の評価減の恩恵を受けたためには、あらかじめ父親を株主から外しておくる必要があります。

巡回なんでも個別相談会

ハッピーハウス税務相談室からのお知らせ

◆相続・贈与・法人成りなどご希望の方はご予約を

場所	日程	住所
上村建設 南支店	7月13日(水)	大野城市中央2丁目3-25
ハッピーハウス 東店	7月14日(木)	福岡市博多区吉塚本町2-40 ルミノスコート
ハッピーハウス 中央店	8月3日(水)	福岡市中央区塩原3-26-18
ハッピーハウス 早良店	8月4日(木)	福岡市早良区南庄6-10-20

お申込みは、税務相談室

092-562-9520(専用ダイヤル)

※ 相談日の10日前までに、お申し込み下さい。
尚、当日は先着5名までの相談になります。